

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

1. 「グループホーム ルミエール光が丘」が提供するサービスについての窓口

電 話 03-5848-2851 (ご対応時間：午前 9 時～午後 6 時まで)

担 当 管理者 鳥海 由美子

※ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 認知症対応型共同生活介護の概要

(1) グループホーム ルミエール光が丘の内容等

介護保険事業所番号	事業者指定番号：東京都 第 1392000343 号
事 業 者 名	株式会社 スクールパール羽生
所 在 地	グループホーム ルミエール光が丘 東京都練馬区田柄 5-26-3
電 話 ・ F A X	03-5848-2851 03-5848-2857

(2) ユニットの利用定員

ユニット名	階	利用定員数
光ユニット	2 階	9 名
空ユニット	3 階	9 名

(3) ホームの職員体制

	資 格	常 勤	非 常 勤
管 理 者	介護支援専門員	常勤兼務	
計画作成担当者	介護福祉士	常勤兼務	
介護職員	初任者研修（ヘルパー2級含む） 以上	常勤換算 12 以上	

3. 設備の概要

① 建物の構造・面積 鉄骨造 3 階建 860.78 m² うち 463.53 m²
敷地面積 566.27 m²

② 居室の数と面積 2 階 洋室 9 3 階 洋室 9 計 18 室
(1 室 8.73 m²～12.23 m² 約 5 畳～7 畳)
収納、洗面台、チェスト、ベッド付

- ③ トイレの数 各階 3ヶ所
- ④ 浴室の数と種類 各階 1ヶ所 (1階事業所に機械浴あり)
- ⑤ アイルランド型キッチン
- ⑥ リビング (共同生活室)

4. 運営方針

「ルミエール光が丘」の運営理念

「自分らしく、明るく、健康で、心穏やかな光ある暮らし」

- ・認知症高齢者に対応したケアを基に、今までの生活の継続が保たれるよう利用者一人ひとりに常によりそう介護を目指します。
- ・利用者の生活リズムや希望に添った個別ケアに努め、利用者の家族や介護者も支えるケア体制を心がけます。
- ・地域住民との交流、親睦をはかり、認知症について広く理解を深め、開かれた施設運営をします。

5. サービスの内容

認知症高齢者が、家庭的な雰囲気の中、自立したごく普通の生活がおくれるよう、少人数の共同生活をしながら、認知症に対する基本的な専門知識を習得した職員が専門的なケアサービスを提供します。

食 事	<p>献立づくりや調理等への参画を考え、利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮します。 事業者側から献立を提案することもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事はなるべく共同生活室（リビング）でとっていただきます。本人の希望や体調によっては配慮します。 ・食事の準備は可能な限り利用者と職員でします。 (買い物、調理、配膳、下膳、後片付け等) ・食事時間 朝食 8:00～ 10:00 昼食 12:00～ 14:00 夕食 18:00～ 20:00 (各利用者の生活時間になるべく合わせます)
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行い、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつ等の使用、排泄のうながしが必要等、排泄に関する援助を声がけしながら利用者のペースで行います。
入 浴	<p>毎日入浴することができます。利用者の意向に添う入浴時間を決め、時機を見ながら、着替えを選んでいただく等、入浴を楽しみのひとつにしていただけるよう入浴の促しを行います。自力で洗髪、洗体が不十分な場合や身体チェックのため必要に応じて見守りや</p>

	介助を行います。失禁の確認や目の届かないところへの対応ができる機会とします。
日常生活	<p>基本は、一人ひとりの生活のリズムに合わせた援助に心がけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝たきりを防ぐため、起床を促し離床に配慮します。 ・個人を尊重し、衣類等を選んでいただき着脱等見守りや促しを行います。できない部分は職員が援助します。 ・整容・口腔ケア（義歯洗浄）は、適切に行われるよう管理し対応します。 ・衛生事項（シーツ交換、布団乾燥等）は、適切に行われるよう管理し対応します。 ・洗濯は、機械洗いは職員がします。手洗い、洗濯物干し、取り込み、たたみ、しまう等利用者が行います。 ・居室内掃除、整理整頓、共有スペースの掃除は利用者が行います。浴室や危険な箇所の掃除は職員が行います。
機能訓練	離床援助・屋外散歩同行・家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。
行事	年間行事計画を定め、お正月、節分、お花見、七夕、納涼会、お盆、敬老祝い、クリスマス会等の季節行事、地域開催の行事等に参加します。
生活相談	利用者及びその家族や代理人からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
健康管理	<p>毎日の血圧測定、体温測定（バイタルチェック）を行います。</p> <p>毎月2回の往診があり、インフルエンザ予防接種等も行います。</p> <p>歯科診療等については、必要に応じ隨時行います。</p> <p>（協力医療機関については後記参照）</p>
金銭管理	日常生活用の金銭に限り、ホームで管理をお引き受けいたします。 ご本人で管理ができる方は、ご相談下さい。

5. 料金

料金表に定める金額とします。

6. 入居に当たっての留意事項

面　　会	来訪者は、面会の都度職員に届け出て下さい。また、面会時間の制限はありません。宿泊、外出を行う場合は、事前に行き先や期間をお知らせ下さい。
外　　出	門限はありませんが帰宅時刻はお知らせ下さい。 知人との外出、外泊については、家族からの同意を条件とします。

住居・居室利用	この共同生活住居内の設備、備品等は本来の用法に従って大切にご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くこともあります。居室の改造を伴う事項は、協議とします。
迷惑行為	騒音の発生等他の利用者の迷惑なる行為はご遠慮願います。 承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。
所持品・現金	お小遣い程度の現金は自己管理が原則です。預かり金を除く金品等の紛失、盗難などについては、事業所は一切の責任を負いません。

7. 入居の手続き

① 利用申し込みの受付は、事業者が直接行います。

ホームにて、利用に関する手続きの説明やホーム見学を行い、利用の意思確認をします。

必要な書類は、利用申込書、診療情報提供書、ADL 表等です。

② 前面接

利用を希望した方の事前面接を行います。原則、面接はホームにて、もしくは本人の自宅(病院等)にて行います。入所している場合は、その限りではありません。

事前面接にて、本人の状態を確認します。契約事項や重要事項の説明を行い、利用の意思確認をあらためて行います。

③ 入居判定

入居判定会は、管理者、計画作成担当者、ユニットリーダー、看護職にて構成します。

*入居判定の基準は、本人の心身の状態、当ホーム設備、職員配置上における対応可否、空室居室での対応可否、他の利用者との関連などと併せて、事業の主旨に照らし合わせ、総合的に判断します。

④ 入居決定と入居

入居の決定通知を行います。

荷物搬入日、入居日を決定します。

複数の居室が空室の場合、又は現在の入居者に居室変更が伴う場合は、入居する居室はホーム側が指定します。できるだけ、ご希望に添うようになります。

8. 医療体制について

① 「ルミエール光が丘」は下記の医療機関と連携体制を契約しています。

・医療法人社団 清真会 麦島内科クリニック

東京都練馬区錦 1-21-1

TEL 03-3550-2256

原則として毎月2回以上（その他 必要に応じて）に定期往診のため
「ルミエール光が丘」に来診します。

- ・ヒロ訪問看護ステーション

東京都練馬区早宮1-44-35

TEL 03-5946-6958

必要になった時に契約、在宅診療所と連携し健康面を診ていきます。

- ・ユニスマイル薬局 光が丘

東京都練馬区田柄 5-14-11

TEL 03-3825-9555

在宅診療所と連携し薬の処方や薬剤相談をしていきます。

- ・ぐすみあきお歯科医院

東京都練馬区春日町3-34-16

TEL 03-3999-8211

(口腔衛生管理及び歯科関係全般の改善並びに維持管理をおこない訪問をしていただきます。)

- ・みのわ整骨院（巻き爪治療）

東京都練馬区高野台5-7-3

TEL 03-5393-0925

②「ルミエール光が丘」は正看護師を配置しています

（小規模多機能型居宅介護 常勤・非常勤）。

毎日職員がバイタルチェックを行い、看護師は必要に応じて利用者の体調を観察し介護職員に必要な指導を行います。

また、状態に応じ「訪問看護」と個々で契約を結んで頂き、主治医と連携し24時間緊急連絡可能な体制をとっています。

③「ご利用者の状態が重度化した場合における対応について」

*ルミエール光が丘では認知症の方々が、できるだけ通常の生活を共同で行うライフスタイルを通じ、認知症の改善や重度化抑制を図ることを第一の目的としています。

従って経管栄養補給や排尿困難によるストマ装着の場合または類似の医療的看護が必要な状況になった場合、さらに重度化し、1ヶ月を超える入院になった場合、1ヶ月を超える入院とわかった時（医療ニーズが高い状態）また、状態に応じた対応が現在のルミエールで不可能になった時（ハード面で支援が難しくなった時）は安全を優先する観点から退居して頂くのが原則です。

*しかしながら、急性期や重度化した場合にも医師による医療や看護体制及びご家族の看護により、ある程度の期間なじみのある「ルミエー

ルミエール光が丘」で継続して生活することが可能であり、かつ利用者・ご家族が希望される場合は極力ご希望にそえるよう努力致します。

急性期や重度化した場合の継続居住の可否・看護や医療体制等については、管理者・ユニットリーダー・ご利用者・ご家族・主治医・看護師を交えたケース会議にて打合せします。

*入院期間中の料金の取扱については、基本的に家賃・光熱水費・共益費は全額いただきます。食費はいただきません。

9. 事故発生時の対応

事故発生時の状況を把握し、ボディチェック、バイタル測定等行った後、主治医に報告と相談し、必要で有れば受診を検討する。

同時に家族（キーパーソン）に報告、受診を伴う事故の場合は行政に報告書を作成し提出します。施設内でも事故報告書を作成し、再発防止に努めます。

10. 退居に当たっての留意事項

(1) 以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し退居していくいただく場合があります。

- ① 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合。
- ② 要介護認定の更新で、要介護非該当または要支援1と認定された場合を事由とする契約終了にあたり、利用者が諸般の事情により、やむを得ず認定の有効期間満了日を超えて入居継続する場合は、従前の介護度に基づく介護保険料全額を負担頂きます。

また、継続入居期間は2ヶ月を限度とします。

- ③ 利用者が退居されても、お荷物の搬出が完了するまでは家賃・光熱水費は日数に応じて計算し、共益費は1ヶ月分申し受けます。

④ ルミエール光が丘にて退居判定会を開催し、退居判断を行います。

- ⑤ 退居判定会、当法人管理職員、管理者（計画作成担当者）、ユニットリーダー・看護職で構成します。

⑥ 退居先については、事業者と家族との間で協議を行い、すみやかに検討し、共同してその作業にあたり決定します。

（緊急が生じた場合は病院等への入院になります。）

⑦ 退居先が決まり次第、退居日を決定し荷物の搬出居室の掃除など現状復帰はルミエールが行います。

（入居当初時の原状復帰をして頂き、掛かる費用は預り金で賄い、不足の場合はご相談させて頂きます）

⑧ 家賃等の精算を行います。清算は退居月の月末に翌月の引き落として

行うこととします。状況に応じその都度ご相談させて頂く場合もあります。個人の契約に基づくものについての精算ですので、利用者及び家族等が行います。

11. 緊急時の連絡体制

体調の変化等の場合は、下記に連絡します。

(緊急連絡先)

氏名	関係	住所	電話
----	----	----	----

12. 非常災害対策

①防火防災管理責任者 鳥海 功智

②避難訓練

毎月非難訓練を実地し、年2回以上の特別防災訓練を実地します。

③地域住民との協力

火災や地震等が発生した時に近隣の住民の方からも協力をいただけよう呼びかけ、地域の住民として様々な形で交流を図っていきます。

13. 第三者評価（外部評価）実施について

2年に一度実施し、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けること。さらに、結果が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択ができる目的としています。

直近実施日：令和 5年 10月 10日

評価機関：特定非営利活動法人 せたがや福祉サポートセンター

14. サービスについての苦情等

①当ホームの苦情対応

苦情解決責任者 管理者 鳥海 由美子 電話 03-5848-2851

②区市町村の苦情窓口

練馬区 介護保険課 電話 03-5984-4589

練馬区 光が丘南地域包括支援センター 電話 03-6904-0312

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 電話 03-3993-1344

③東京都国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口専用 電話 03-6238-0177

15. 当社の概要

名称・法人種別 株式会社 スクールパール羽生
代表者役職・氏名 代表取締役 柿本 英一
所在地 埼玉県羽生市東6-3-10

介護事業部

事業所 埼玉県羽生市上岩瀬1, 806
介護施設ルミエール ① ショートステイ ルミエール
② デイサービス ルミエール
③ ケアプランセンター ルミエール
④ ヘルパーステーションルミエール

事業所 東京都練馬区田柄5-26-3
ルミエール 光が丘 (平成22年11月1日より)
① グループホーム ルミエール光が丘
② 小規模多機能型居宅介護 ルミエール光が丘

事業所

介護施設ルミエール2 (平成24年3月30日より)
② グループホーム ルミエール
② 小規模多機能型居宅介護 ルミエール

介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、契約書及び本書面で重要な事項の説明を行いました。

事業者 株式会社 スクールパール羽生
所在地 埼玉県羽生市東6-3-10

事業所 グループホーム ルミエール光が丘
所在地 東京都練馬区田柄5-26-3
説明者 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受け、内容について同意します。

利用者 氏名 _____ 印

代理署名者 氏名 _____ 印

- 附則 この規定は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 1 月 6 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 4 月 12 日から施行する。
この規定は、令和元年 7 月 16 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。
この規定は、令和 5 年 10 月 10 日から施行する。